

年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

●令和7年度(2025年度)の申請書の受け付け開始日／7月1日(火)

※申請・審査対象期間は、令和7年(2025年)7月から令和8年(2026年)6月です。

※令和6年度(2024年度)以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

●申請書提出先

・住民課(吉備庁舎)・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・清水行政局住民福祉室・各出張所
・和歌山西年金事務所(郵送可)

●申請に必要なもの

・基礎年金番号通知書・国民年金手帳・マイナンバーカード・通知カードのいずれか一つ

・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
・離職票(失業などを理由として申請する場合)

●免除・猶予の審査

免除の場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は、本人・配偶者の前年所得により審査されます。

●保険料の追納

免除などの承認を受けた各月から10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

問 住民課(吉備庁舎)・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

募集

観光写真コンテスト開催中!

有田川町観光協会では、第18回有田川町観光写真コンテストの作品を募集しています。今年のテーマは「有田川町の四季」です。

賞品総額は約17万円です。あなたが撮影した、有田川町のベスト

ショットをお待ちしています。

●応募締め切り／9月30日(火) 必着

●応募資格／有田川町内で令和5年(2023年)以降に撮影した作品(未発表のもの)

●応募サイズ／カラーワイド四つ切判(254mm×368mm)またはカラー四つ切判(254mm×305mm)、カラーA4

※規定サイズ以外の作品・画像加工した作品は、無効となりますのでご注意ください。

●応募点数／1人当たり2点以内

●応募方法

・持ち込み／商工観光課(金屋庁舎)または清水行政局産業振興室
・郵送
〒643・0153
和歌山県有田郡有田川町中井原136・2

有田川町役場金屋庁舎 商工観光課内 有田川町観光協会 観光写真コンテスト係 行

●Instagram賞

①有田川町観光協会アカウントをフォローする。

②「#第18回有田川町観光写真コンテスト」を付けて投稿すると、応募完了。

※Instagram賞は1人当たり何点でも応募が可能です。

※その他の詳細は、次の二次元コードから有田川町観光協会のサイトをご確認ください。



問 有田川町観光協会事務局(金屋庁舎 商工観光課内)



第17回 最優秀作品